

令和3年10月

各 位

公益財団法人交通遺児等育成基金
支援給付事業担当

令和3年度越年資金のご案内

拝啓

令和3年度越年資金のご案内です。

前年度に引き続き、今年度も越年資金給付事業を行うこととなりました。

つきましては、以下注意事項、並びに別紙支給要件をお読みの上、お申込みの場合は期限内に同封申込書をご記入いただき、必要書類添付の上、別紙下記記載の宛先までお送りください。ご不明点や、ご質問は別紙記載の電話番号、またはメールアドレスまでお問い合わせください。

敬 具

注意事項

- ・越年資金は、義務教育終了前の交通遺児等がいる家庭のうち、特に生計困窮度の高い家庭に対し、新年を迎えるに当たり、生活資金を必要とする場合に支給するものです。
- ・当該事業は寄付金のみを原資とし、単年度ごとの事業として、年間予算の範囲内で行っております。その為、支給にあたり収入要件を設けております。該当するかわからない場合は、事前にご連絡ください。お問合せの際に、収入面を始め生活状況について伺いする場合がございます。ご了承ください。
- ・本事業は単年度ごとの事業の為、過去にさかのぼっての支給はできません。また、前年やそれ以前にお申込みをされていても、所定の必要書類をご提出いただいております。漏れの無いようお願い申し上げます。
- ・書類不備等が発生した場合、個別にご連絡申し上げ、訂正の上、再度ご提出いただく場合がございます。つきましては、当法人業務時間内にて連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。不備訂正がいただけない場合、お受付出来ない場合がございます。なお、お申込みにあたりお送りいただいた書類一式につきましては返却をしておりません。ご了承ください。
- ・やむを得ないと判断される場合を除き、提出期限を過ぎてのお申込みにつきましては、一切お受けしかねますので、期限厳守にてお申し込みください。

支給要件並びに提出書類一覧

1. 支給要件

主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡又は重度の後遺障害(自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害【第1級から第3級に該当】)が残った者の家庭で、かつ、義務教育終了前の子弟がいる家庭であって、次に掲げる(1)(2)の何れにも該当すること。

(1) 現在、主として生計を支えている者が、所得税を納めていないこと(税制改正に伴い「所得税非課税相当額」を納付している者を含む)。又は住民税を納めていないこと(税制改正に伴い「住民税非課税相当額」を納付している者を含む)。 別表参照

(2) 現在、生活保護を受けていないこと。

2. 支給金額 義務教育終了前の子弟1人につき 25,000円

3. 申し込み期限 令和3年11月10日(水) 消印有効[期限厳守]

4. 支給期日 令和3年12月10日(金) 予定

5. 申し込みに必要な提出書類

(1) 越年資金支給申込書(当法人所定のもの) 1通

(2) 住民票【原本】 1通

※マイナンバーを除く世帯全員、本籍と筆頭者、世帯主と続柄記載のもの

(3) 令和3年度(令和2年分)住民税の課税(非課税)証明書【原本】 1通

※課税証明書:省略のない課税証明書、又は税額決定通知書と同一の課税証明書

(4) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書【コピー】 1通

※(独)自動車事故対策機構(NASVA)の介護料を受給されている方は介護料受給資格認定通知書【コピー】が必要です。

それ以外の当該重度後遺障害の方は、自賠法の等級(後遺障害等級が認定されたもの)がわかる書類【コピー】が1通必要です。

書類についての不明点がある場合は、送付前に一度お問い合わせください。

※当基金にご加入の方は不要です。

(5) 生活保護を受けていないことを証する書面(当法人所定のもの)……1通

6. 申込書提出先(問合わせ先)

〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財)交通遺児等育成基金 担当 阿部 圭佑

TEL 03-5212-4511 FAX 03-3237-8931

MAIL kabe@kotsuiji.or.jp ※受付時間 10時~17時(土日、祝祭日を除く)

別表

※ 平成23年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和3年度(令和2年分)において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内(算出額>課税額)であれば非課税の扱いとします。

【所得税の場合】

380,000円× A×B

※令和2年分源泉徴収票の源泉徴収税額参照

備考

この式において、A及びBは、次の通りとする。

- A 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16歳未満の人数)
- B 当該所得税額の算出に当たり適用された税率(5~20% ※課税所得額により変動)

【例】義務教育終了前の児童 2名、所得税率5%の場合

$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$ となる場合は、非課税扱いとなります。

【住民税(道府県民税+市町村民税)の場合】

330,000円× A×B

※令和2年度 道府県民税 市町村民税 課税(非課税)証明書の年税額参照

備考

この式において、A及びBは、次のとおりとする。

- A 当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票に記載の16歳未満の人数)
- B 当該住民税の算出に当たり適用された税率(10% ※全国平均値)

【例】義務教育終了前の児童 2名の場合

$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$ となる場合は、非課税扱いとなります。

送付宛先 以下切り取ってご利用ください。

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5
海事センタービル 7階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係

担当 阿 部 行